

平成 18 年 度

事 業 報 告 書

自：平成 18 年 4 月 1 日

至：平成 19 年 3 月 31 日

財団法人 全日本柔道連盟

平成18年度は、ワールドカップ（9月、フランス・パリ）、世界ジュニア選手権大会（10月、ドミニカ・サントドミンゴ）、アジア競技大会（12月、カタール・ドーハ）に向けて強化に取り組んだ日本柔道であったが、各大会とも納得のいく成績を残すことができなかった。これらの結果を真摯に受け止め、「一本を取る強力な技を持ち、最後まで攻め通す気力を持った選手作り」などの信念をもちながらも、強化策を見直すなど、万全を期して選手強化に取り組んでいく。

柔道界を支える登録人口は6年連続、20万人を超えた。「法人会員」登録は、6年連続、全国で200団体を超えた。

財政面では、当期中に前期繰越収支差額より基本金に50,000,000円の繰入れを行い、当期収支差額は、46,019,376円

次期繰越収支差額は、447,934,317円となった。

事業面では、男子や女子の全国大会、国際大会を開催する事業、日本代表選手や強化選手を海外に派遣する事業、強化選手を強化・育成する事業を精力的に行った。

また、「JUDO フェスタ」や「柔道の安全指導」講習会などの柔道の普及・振興や啓発事業、審判研修会やAライセンス審判員試験などの審判技能向上のための事業、アジア柔道連盟・国際柔道連盟の活動や、アジア柔道連盟役員に立候補する日本人役員の選挙活動等の国際力強化事業、リサイクル柔道衣送付等による国際貢献活動、一貫指導システムを活用した全国10ブロックにおける有望な小中学生選手の合宿などによる、将来を見据えた育成・発掘事業等々を行った。

事業報告の主なものは下記の各事業報告のとおりであるが、内外の期待に応え、1年間、充実した諸事業を展開することができた。

## 1. 総務関係事業

総務関係事業では、「(畳の)公認用具指定業者」の審査を行い、新規2社の公認を決めた。「全日本柔道連盟障害補償・見舞金制度」については、「安全指導」講習会を全国各地で実施した成果も出て、平成18年度の事故発生件数は前年度より減少し、それを踏まえて平成19年度に関しては損害保険会社と交渉した結果、後遺障害補償金額を増額することができた。

登録関係事業では、小学生を対象とした「顔写真付きプラスチック製登録カード」の段階的支給の検討を行い、平成19年度から実施することとした。

## 2. 大会関係事業

大会運営に関しては、本連盟が主催する国際・国内大会の競技運営や指導・補助を行い、大会を成功に導いた。

また、新規の大会が増える中、充実した大会運営をめざし、各種大会の開催時期や会場

の調整を行う一方、参加資格、競技規則などの整備、検討を行った。懸案である「大会運営規程」（仮称）の企画・編集作業を行い、平成19年度末の完成をめざした。

### 3. 広報関係事業

全日本柔道連盟公式ウェブサイト（ホームページ）のリニューアルを行うとともに、情報の多様化・速報性を図るなど、掲載内容の充実に努めた。

広報機関紙「全柔連だより」の第27号、第28号、第29号を発行し、都道府県柔道連盟（協会）などを通して配布した。年次報告書「柔道年鑑」発刊の準備作業を行った。

「JUDO フェスタ」は、強化委員会と協力し、全国一斉に5ブロックで開催し、小学生・中学生への柔道の普及・振興に努めた。

日常の活動としては、事前広報・情報提供のため、強化合宿等における公開取材日を設定などのメディア対応を行い、大会での記録配付やインタビューなどのプレスサービスを行った。

### 4. 教育普及関係事業

日本体育協会公認コーチ養成講習会は、指導者の資質向上と資格付与を目的とし、例年どおり実施したが、日本体育協会補助事業が定める定員に満たないため、平成19年度の当該講習会は開催を中止し、指導者養成の今後のありかた等を検討することにした。

日本武道館との共催の地域社会武道指導者研修会や全国少年競技者育成事業に講師を派遣し、地域における柔道の普及・振興に努めた。

視覚障害者による強化合宿への支援を引き続き行った。

### 5. 審判関係事業

公認審判員制度の充実・活性化を図るため、公認審判員規程の平成19年度改正をめざし、審判員の定年延長やS級ライセンスの新設などを検討した。円滑な試合進行ならびに誤審などを防ぐため、試合における審判委員の配置及びVTRの使用などを盛り込んだ、審判委員規定についての検討作業を行った。テストケースとして、6つの大会で審判委員を配置して、VTR使用を行った。

受験者・受講者における利便性の向上を図るため、Aライセンス審判員試験制度、及び審判員研修会・講習会制度の包括的な見直しも行った。

Aライセンス審判員試験を実施し、新たに37名のAライセンス審判員を認定するとともに、顧問審判員の審査を行い、新たに25名の顧問審判員を認定した。審判技能の向上に努めるため、Aライセンス審判員研修会・地方審判員講習会を実施した。

アジアやヨーロッパの主要国際大会に延べ22名の審判員を派遣した。また、国際柔道連盟公認審判員試験には4名が受験し全員、合格した。

### 6. 強化関係事業

平成18年度は、2007年ブラジル世界柔道選手権大会、2年後の北京オリンピックを見据え、ワールドカップ（世界国別団体選手権大会）、アジア競技大会、世界ジュニア選手権大会に向けて万全の体制で選手強化に務め、大会に臨んだ。各大会とも納得のできる

成績を残すことができなかつたが、これらの結果を真摯に受け止め、従来から掲げている「一本取る柔道」、「粘り強い柔道」を柱に、技術面、精神面の強化策を見直し、また、改めて外国人の柔道の研究と対策を行い、継続して強化に取り組んだ。

その他、ストレングス、メンタル、情報戦略、栄養、ドクター、トレーナー等の専門家のサポート体制をより充実させ、選手強化に取り組んだ。

## 7. 国際関係事業

国際柔道連盟の理事会、委員会、及びアジア柔道連盟の理事会における諸問題への対応をするほか、アジア柔道連盟役員選挙（会長、審判理事）のための活動を行った。

海外チームの受け入れや海外への指導者派遣、リサイクル柔道衣等の送付支援については継続的かつ積極的に実施し、国際貢献に努めた。また強化委員会が派遣しない国際大会にも参加支援を行うなど、国際交流に努めた。

最新の国際関連情報は全日本柔道連盟公式ウェブサイトに掲載し、情報公開に努めた。

## 8. 医科学関係事業

国内大会での救護活動、選手強化事業における国際大会や国内強化合宿などにドクターを派遣したほか、強化サポートスタッフと協力して、強化選手のコンディショニングに対するサポート等を行った。また、新設されたアンチ・ドーピング委員会ドーピング・コントロール部会(DC部会)が主体となって行われた競技会でのドーピング検査に対しては、移行初年度でもあるため、本会委員がサポートを行った。

柔道現場の緊急事項となっている「皮膚真菌症」の対策について、資料、アンケートを同封し、注意喚起文書を全国約10,000団体に発信した。これに伴う対策や課題を検討し、平成19年度事業として撲滅活動を推進していく。

## 9. アンチ・ドーピング関係事業

アンチ・ドーピング活動は、主にドーピング検査の実施と、選手・指導者に対する啓発活動の2本柱である。

ドーピング検査は7大会において144検体を採取し、その結果はすべて陰性であった。啓発活動としては、強化事業として全国5ヶ所で行っているジュニアブロック合宿の際、アンチ・ドーピング講義を実施した。合宿、国際大会などにドクターを帯同させた際には、随時、強化選手への啓発を行った。また、選手・指導者からの使用薬物に関する問い合わせの対応を行った。

最近では、選手による各種手続きが増加しており、稽古以外に選手たちに認知してもらわなければならない事項が増えている。これらの手続きは、今後、全日本柔道連盟を通さず、選手と日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が直接、行っていくことになるため、選手・指導者への周知徹底については、今後の取り組みとしていく。

## 10. 柔道ルネッサンス関係事業

平成18年度より、これまで行われてきた諸活動を整理し、新たに「キャッチフレーズ」、「スピーチ」、「都道府県柔道ルネッサンス」、「広報」、「中学校柔道の支援」、「女性プロジ

ェクト」、「少年・少女教育」、「障害者との交流・支援」の8つの小委員会を置き、活動を開始した。とくに都道府県柔道ルネッサンス活動については、各都道府県とのネットワークを構築し、相互の情報交換を深めて、地方における本活動の組織化と活性化を図った。

#### 11. 少年競技者育成関係事業

全国10ブロックにおいて、将来有望な競技者の発掘、育成を目的に、小中学生を対象とした強化選手を指名し、合宿を実施した。合宿においては、技術向上を求めるだけでなく、合宿を通して生活面や団体行動におけるマナー、礼儀作法なども重視した指導を行い、人間教育についても取り組んでいる。

全国展開を始めて4年が経過し、本事業で育成された選手の中から、各種大会で好成績を上げる選手が輩出されるなど、成果が現われはじめている。

以 上